

〇〇市/〇〇町/〇〇村  
緊急銃猟対応マニュアル  
(暫定版)

令和8年〇月  
〇〇市/〇〇町/〇〇村

## 目次

はじめに .....	1
(1) ○○市/○○町/○○村緊急銃猟対応マニュアルの目的 .....	1
(2) 緊急銃猟制度の概要 .....	1
第1章 緊急銃猟に備えた平時における事前準備 .....	3
(1) 対応体制の確保 .....	3
(2) 備品の確保 .....	4
(3) 保険の加入 .....	4
(4) 訓練の実施 .....	4
第2章 クマ等の緊急銃猟時の対応 .....	5
第3章 別紙（参考様式） .....	11

## はじめに

### (1) ○○市/○○町/○○村緊急銃猟対応マニュアルの目的

近年、全国的にヒグマ及びツキノワグマ(以下、「クマ」という。)、イノシシ(以下、クマとイノシシを合わせて「クマ等」という。)の人の生活圏への侵入が相次いでおり、人身被害も多く発生している。こうした状況を受け、令和7年4月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「鳥獣保護管理法」という。)の一部が改正された。これにより、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする緊急銃猟制度が創設された。

山梨県においても、近年ツキノワグマの目撃情報が急増し、市街地での出没も発生している状況である。○○市町村においては(自市町村の状況を記載)…。

緊急銃猟の安全で円滑な実施にあたっては、人の日常生活圏への出没時に迅速な対応が可能となるよう、平時から体制の整備や対応フロー等の策定が不可欠であり、環境省が作成した「緊急銃猟ガイドライン(令和7年7月)」においても、各地域に適した緊急銃猟の対応マニュアルの作成が推奨されている。

本マニュアルは、○○市/○○町/○○村における緊急銃猟の実施に備え、○○市/○○町/○○村の実情に即した具体的な役割分担や連絡体制の事前準備、実施手順の整理を行い、緊急時における迅速な意思決定と、現場での安全かつ的確な捕獲等の対応を確保することを目的としている。

### (2) 緊急銃猟制度の概要

緊急銃猟とは、人の日常生活圏に危険鳥獣(クマ等)が出没した場合、一定の条件を満たした場合に、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等ができる制度である。

(鳥獣保護管理法第34条の2)

#### 緊急銃猟を実施するための4つの条件

1. クマ等が**人の日常生活圏**に侵入していることまたは、侵入するおそれがあること
2. クマ等による人の生命または身体への危害を防止するため、**緊急に対応が必要**であること
3. **銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難**であること
4. 銃猟によって**人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないこと**



図1 緊急銃猟実施にあたってのポイント

人の日常生活圏とは、「人が生計を立て、普段活動する過程で行動する範囲」を指し、住居集合地域等よりも広い定義となる。例えば、住居や広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。



※緊急銃猟ガイドライン(環境省,2025)より引用

## 第1章 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

### (1) 対応体制の確保

#### ① 役割分担の整理と必要な人員の確保

平時から、緊急銃猟を実施する際の体制を関係者間で確認し、関係者一覧とその役割を整理しておくことが重要である。

- 緊急銃猟時の役割とその対応者を整理した(別紙1 緊急銃猟を実施する際の役割分担)

#### ② 捕獲者の確保

捕獲者については、事前に出動要件等について調整を行い、実施する者の要件に適合するか表1・表2及びガイドラインに基づくチェックリスト[別紙3 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト]により確認する。

- 捕獲者の要件を満たす者がいることを確認した
- 捕獲者候補の者と事前に緊急銃猟への従事について協議を行った

表1 緊急銃猟(麻醉銃猟を除く)を実施する者の要件

必須	・第一種銃猟免許を受けた者 ※ 装薬銃を使用する場合
	・第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けた者 ※ 空気銃を使用する場合は、ガイドライン【P54】表11も参照。
	・一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること。 ※ 装薬銃・空気銃を使用する場合
	・過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者
夜間(日出前及び日没後)に実施する場合の追加要件 (屋外において装薬銃又は空気銃で実施する場合に限る)	・射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃(腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないもの(特定ライフル銃)を除く。)にあっては次のイに掲げる範囲)に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有する者であること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル ・夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること

表2 緊急銃猟(麻醉銃猟)を実施する者の要件

必須	・過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者
----	--

### ③ 各関係機関(警察、消防、近隣市町村、県)・他部署との連携

緊急銃猟を実施する際は、関係機関や関連部署と連携し、必要に応じて応援を要請できるように調整を行い、連絡体制等を整理しておく。

- 各関係機関との連携を連絡体制図(別紙4 連絡体制図)に記載した
- 関係者一覧表(別紙5 関係者一覧表)に記載した。

### ④ 住民への周知・注意喚起、出没発生時の広報

目撃情報等について市町村ホームページや防災無線等にて広報を行う方法を決定しておく。また、緊急銃猟における安全確保措置を行う場合には、自動公衆送信(市町村のホームページ、SNS等)で通行禁止・制限を行う場所、時間、制限の内容を告示する必要があるため、方法を決定しておく。

- 広報の方法について決定した
- 緊急銃猟の安全確保措置における自動公衆送信による告示の方法を決定した

表3 広報(例)

方法・内容	対応部署
防災無線・ホームページ・LINE	〇〇課
周辺の公共施設への連絡	〇〇課
周辺の教育機関への連絡	〇〇課
広報車による周辺への注意喚起	〇〇課
マスコミ対応	〇〇課

## (2) 備品の確保

[別紙6 備品リスト]を参考に、必要物品を事前に準備する。

- 備品の確保状況について確認を行った

## (3) 保険の加入

あらかじめ、損失補償、損害賠償に対応することができる保険への加入を検討する。

- 保険への加入の検討を行った

## (4) 訓練の実施

捕獲関係者、警察署等の関係機関と連携し、対応訓練を実施することが望ましい。

- 対応訓練を実施した

## 第2章 クマ等の緊急銃獵時の対応

図1に、緊急銃獵を実施する際の流れを記載した。次項より、クマ等の緊急銃獵を実施するにあたっての具体的な対応手順について示した。

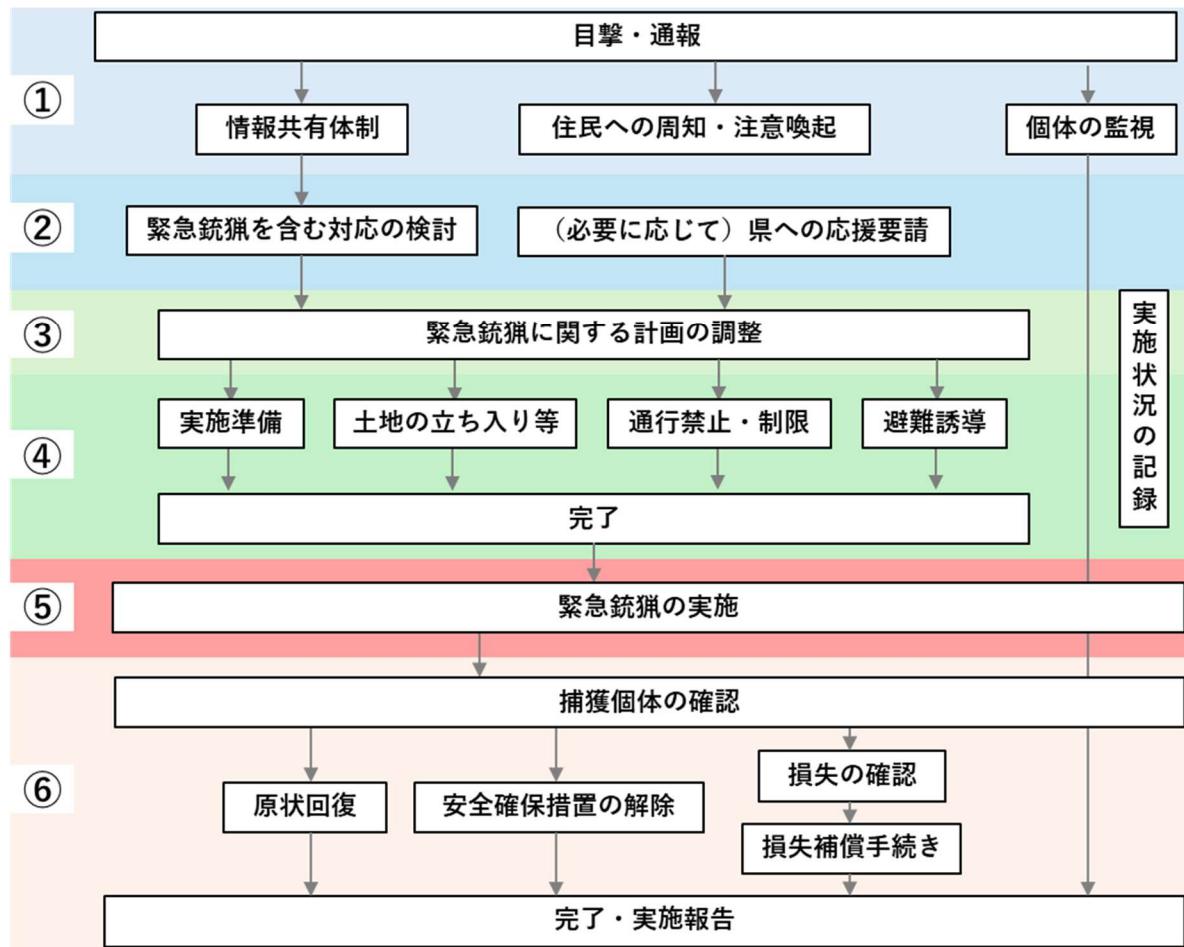


図1 通報から緊急銃獵の実施・完了までのフロー

※フロー図左側の数字は、これ以降の小項目番号を示す。

## ① 通報時の対応

### 目撃者からの聞き取り

- ✓ 住民等からクマ等の出没に関する第一報が寄せられた際は、[別紙8 出没情報記録票]に基づき、現場の状況について詳細な聞き取りを行う。

通報内容や現場の状況について聞き取りを行った

### 情報共有

- ✓ 住民から聴取した情報については、必要に応じて各市町村が作成した連絡体制(別紙4)に基づき関係者への情報共有を行う。

関係者へ情報共有を行った

### 注意喚起

- ✓ 聽取した情報については、必要に応じてSNSや防災無線等により、地域住民への情報発信、注意喚起を行う。

以下の手段で情報発信、注意喚起を行った

防災無線／防災アプリ／SNS

## ② 対応方針の検討と県への応援要請

### 出没対応方針の決定

- ✓ 住民からの目撃情報を基に緊急銃猟を含めた出没対応方針の検討を行う。  
(クマ類等が出没した場合における追い払い、箱わなによる捕獲、緊急銃猟による対応方針の判断目安は【別紙7 対応判断フロー】を参考に行う。)

表4 出没対応方針の選択肢

#### <追い払い>

概要	動物駆逐用煙火やゴム弾などを用いて、出没個体を追い払う方法
適用例	林縁が近いなど、出没個体の退路を確保でき、かつ作業者の安全が確保できる状況
必要な許認可	(煙火類を使用する場合) ・毎年の保安講習の受講 (ゴム弾を使用する場合) ・銃砲所持許可 ・獣銃用火薬類等譲受許可または獣銃用火薬類等無許可譲受票

#### <捕獲(檻捕獲)>

概要	捕獲檻・誘引餌を使用して出没個体を捕獲する方法
適用例	・狭い範囲で出没・被害が繰り返されている状況 ・夜間にのみ出没する場合や現在は出没していない等、緊急性が比較的高くない状況
必要な許認可	・有害鳥獣捕獲許可

### <捕獲(装薬銃・麻醉銃)>

概要	装薬銃や麻醉銃を使用して、出没個体を遠隔で捕獲する方法 ※装薬銃では致死的な捕獲、麻醉銃では非致死的な捕獲となる
適用例	バックストップ(安土)が確保でき、跳弾の発生がない場所 (麻醉銃の場合) 出没個体が逃走できない場所や、逃走する姿を追跡できる場所
必要な許認可	(装薬銃の場合) ・銃砲所持許可 ・猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票 ・有害鳥獣捕獲許可 ※緊急銃猟の場合は不要 (麻醉銃の場合) ・麻醉銃所持許可 ・危険猟法許可 ※薬品の種類や量によっては必要 ・有害鳥獣捕獲許可 ※緊急銃猟の場合は不要 (住居集合地域等で麻醉銃を使用する場合) ・住居集合地域等での麻醉銃猟の許可 ※緊急銃猟の場合は不要

### <監視>

概要	積極的な対応をとらずに、出没個体の動向を警戒する方法
適用例	他に対策の手立てがない場合や、差し迫った危険性がない場合
必要な許認可	特になし

- 対応方針を決定した。  
**監視** / 追い払い / 箱わな / 緊急銃猟

### 応援要請

- ✓ 職員の不足など市町村職員のみでは十分に行うことができない場合は県への応援要請を検討する。
- 以下のとおり応援方針を決定した  
**応援要請した** / 応援要請はしない

### ③緊急銃猟に関する計画の調整

- ✓ 現場または現場近くに「現地拠点」を設置し、関係者で集まり、緊急銃猟実施に関する打合せを実施する。打合せの内容は【別紙2 緊急銃猟時の確認チェックリスト(法令関係)】を参考にし、実施要件等、実施計画の調整を行う。
- ✓ また、【別紙6 備品リスト】に記載の備品の確認も併せて実施する。  
 現場指揮者は緊急銃猟実施要件を満たしていることを【別紙2 緊急銃猟の確認チェックリスト(法令関係)】で確認し、捕獲者は実施する者の要件を満たしていることを【別紙3緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト】で確認し、同意のサインをする。
- 緊急銃猟確認・捕獲者チェックリストを参考に、計画調整を行った

## ④ 安全を確保するための措置の実施

### 周知

- ✓ ③において検討した内容に基づき、緊急銃猟による通行禁止・制限を実施する場所の周知を行う。
- ✓ 通行禁止・制限を実施する範囲については、市ホームページや SNS 等(自動公衆送信)による告示を行うこと(**法令上必須**)。

#### ※周知文例(実施時)

令和〇年〇月〇日(〇)〇時頃より、〇〇町の〇〇交差点の周囲において、出没したクマの捕獲等のため、通行禁止・制限を行います。クマ及び緊急銃猟の実施に伴う危険があるため、近づかないよう、お願ひいたします。

#### ※周知文例(終了時)

令和〇年〇月〇日(〇)〇時頃より、〇〇町の〇〇交差点の周囲において実施した緊急銃猟は、〇時に終了し、クマを駆除しました。御協力いただきありがとうございました。

### 通行禁止・制限

- ✓ “③緊急銃猟に関する計画の調整”において検討した内容に基づき、対象の地域において、通行禁止・制限を行う。

#### ●周知・連絡・協議

- ✓ 市町村が通行禁止・制限を行う場合は、管轄する警察へ通報する(**法令上必須**)。
- ✓ 鉄道が敷設されている場合は、警察署への通報前にその施設を管理する者に協議する(**法令上必須**)。

#### ●実施方法

- ✓ 通行禁止・制限は、車両(職員等が臨場する際に乗用していた車両等)又は職員等を道路上に配置して行う。
- ✓ 道路上に三角コーンを設置する場合など、道路法上の工作物等とみなされるものを道路に配置して、通行禁止・制限を実施する場合は、道路管理者の許可(道路占用許可など)を得る。

#### □ 通行禁止・制限が完了した

### 避難誘導

- ✓ ③において検討した通行禁止・制限範囲において、避難誘導を行う。

#### ●実施方法

- ・基本的に車内からの避難指示を行うが、広報車や拡声器では届かない場合は、個別に訪問することを検討する。

### ●避難が難しい住民への対応

- ・クマ等がいる状況で屋外に出ることが困難と考えられる場合や、避難が困難な住民がいる場合は、屋内退避をさせ、屋外にでないよう呼びかける
- ・屋内避難の場合には、万が一の跳弾による窓ガラスの破損に伴う怪我に備え、窓から離れるか、窓のない廊下等に避難し、身を守る姿勢を取る旨の連絡を行う。
  - 避難誘導が完了した
  - 屋内避難者がいることを関係機関で共有した

### 緊急銃猟のための土地の立ち入り等

- ✓ 他人の土地への立入においては、腕章を着用する(法令上必須)。
- ✓ 腕章については、捕獲実施者へ貸与する腕章と混同しないよう表現、形状、色を変更する。
- ✓ 必要であれば他人の土地に立入り、障害物を除去する(法第34条の3第1項)。
- ✓ 除去の際には原状回復や損失確認のため立ち入り前の状況等を写真で撮影する。
  - 立入者用の証票を携帯した
  - 立入前の状況等について写真で撮影した

## ⑤緊急銃猟の実施

### 実施要件に関するチェックリスト

- ✓ [別紙2 緊急銃猟時の確認チェックリスト][別紙3 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト]を用いて、確認事項の漏れがないか確認を行う。
  - チェックリストに基づいて確認を行った

### 捕獲者への指示、証票の受け渡し、留意事項について

- ✓ 緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証票を携帯する(法令上必須)。
- ✓ 緊急銃猟の実施にあたり、下記の情報を捕獲者に伝達する。
  - 銃猟の対象となる危険鳥獣に関する情報
  - 弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱(危険物や引火物を取り扱う工場や施設)
  - できる限り損壊すべきでない物件(寺社仏閣、貴重品等)
  - 緊急銃猟を中止する合図の方法(ジェスチャーやかけ声等)
- 捕獲者用の証票を携帯した
- 留意点を伝達した

### 実施の判断

- ✓ 捕獲者への指示又は外部への委託等が行われた後は、委託等の範囲において、捕獲者自身が使用する銃種や射撃する角度、射撃するタイミング等を判断する。

### 実施状況の記録

- ✓ 捕獲者の了承を得ている場合には、ビデオカメラ等を用いて記録を行う。
- ✓ 了承が得られない場合は[別紙9 実施報告書]を参考に、緊急銃猟の実施に関する事項の記録を行う。
  - 記録の実施方法を決定した

## ⑥ 原状回復、損失の確認、安全を確保する措置の解除

### 原状回復

- ✓ 緊急銃猟の終了後、捕獲個体の生死等を確認する。
- ✓ 捕獲した鳥獣の処分を行う際は、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物として適切に処理を行う。

- 原状回復のために、以下の対応を行った

捕獲個体の移送 / 現場清掃の実施

### 損失の確認

- ✓ 個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を行う。

- 損失の確認のために、以下の項目の確認を行った

建物または壁への被害 / 周辺施設または車両への被害 / 人への被害

### 安全確保措置の解除

- ✓ 確認が終わり次第、安全を確保する措置(通行禁止・制限の措置、地域住民の避難)の解除を行う。
  - 通行禁止・制限の解除を行った
  - 地域住民等の避難解除を行った
  - 住民への周知(HP等)を行った

### 損失補償手続き

- ✓ 損失補償が発生した場合、市町村は被害を受けた者から請求を受け、補償手続きを行う。
  - 損失補償手続きのために以下の確認を行った
  - 損失等あり、被害を受けた者へ補償手続きについて説明を行った / 損失等なし

### 実施後の報告

- ✓ 緊急銃猟を実施した際は、環境省作成の実施報告書による報告を行う。
  - 緊急銃猟に関する記録の整理を行った
  - 別紙9 実施報告書を用いて、報告書を作成した

## 第3章 別紙(参考様式)

各種様式の作成例を掲載する。

### 目次

- ・別紙1 緊急銃獵を実施する際の役割分担(例)
- ・別紙2 緊急銃獵時の確認チェックリスト(法令関係)
- ・別紙3 緊急銃獵を行う捕獲者に係るチェックリスト(例)
- ・別紙4 連絡体制図(例)
- ・別紙5 関係者一覧表(例)
- ・別紙6 備品リスト(例)
- ・別紙7 対応判断フロー(例)
- ・別紙8 出没情報記録票(例)
- ・別紙9 実施報告書

## ①別紙1 緊急銃猟を実施する際の役割分担(例)

役割	対応者	内容
① 捕獲者	捕獲の技術を有する者 (該当する市町村職員又は委託を受けた市町村職員以外の者)	実際に緊急銃猟を実施する者(射手)。命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数名の射手がいることが好ましい。また、その場合は発砲の順番をあらかじめ決めておく。
② 捕獲者をサポートする者	捕獲の技術を有する者 (該当する市町村職員又は市町村職員以外の者)	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
③ 緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の職員への指示又は職員以外の者への委託を行う者	市町村職員	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。また、射手とともに危険鳥獣の動きを追い、緊急銃猟を市町村職員に指示又は市町村以外の者に委託を行う。
④ 通行禁止・制限を行う者	市町村職員	道路等において、通行禁止・制限を行う。
⑤ 住民への避難を呼びかける者	市町村職員	付近の住民へ避難を呼びかける。 ※⑧広報を行う者と異なり、現場に臨場し、現場で住民への避難を呼びかける想定。
⑥ 緊急銃猟の様子を記録する者(任意)	市町村職員	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。 ※ ビデオカメラ等による撮影は、捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合のみ、市町村の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるよう実施。
⑦ 場所の管理者・地権者との調整を行う者	市町村職員	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者、地権者(土地の立入りの場合)と調整を行う。
⑧ 広報を行う者	市町村職員	HPでの広報や、広報車での呼びかけを行う。 ※⑤住民への避難を呼びかける者と異なり、方法によっては、庁舎にいる職員により対応可能
⑨ 原状回復を行う者	市町村職員	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。
⑩ 応援の受入れに係る調整を担当する者	市町村職員	県に応援を要請する際の、応援の受入れに関する調整を行う。

※ 各役割には責任者(リーダー)を置き、内部での意思決定・対外的交渉を担う。

## ②別紙2 緊急銃猟時の確認チェックリスト(法令関係)

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第34条の2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる</u>	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第34条の2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 (法第34条の2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第34条の2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか (法第34条の4) 地域住民の避難は行われたか (法第34条の4) 広報 (HPやSNS、防災無線等) は行われたか (政令) 通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署 (警察署長) に通報を行ったか (政令) 鉄道を含む場合は、鉄道管理者へ協議が行われたか (政令) 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか (必要に応じて) 射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか 緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件 (寺社仏閣、貴重品等) に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	(土地の立入りを伴う場合) 土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか (法第34条の3) 緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか (法第34条の2) 緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか (任意) ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

出典：環境省緊急銃猟ガイドライン (P63)

## 別紙2 補足説明資料

### ● 実施要件の確認のポイント

#### 【要件1】人の日常生活圏への侵入の判断

- ✓ 危険鳥獣が人の日常生活の用に供されている場所又は乗物に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを確認する。
- ✓ 人の日常生活圏付近への侵入の蓋然性が大きい場合(ごく近傍の場所に興奮し、又は人の日常生活圏付近への侵入を繰り返してきたと考えられる個体がいる等)も緊急銃猟によって対処することができる。

#### 【要件2】緊急性の判断

- ✓ 人の日常生活圏に侵入した場合は、人の生命身体に危害を生ずるおそれが大きいため、「人への危害を防止する措置が緊急に必要」の条件に該当することとなると考えられる。
- ✓ 一方で、例えば追い払い等により、現に人の生活圏の外に危険鳥獣が逃走しようとしている等、当該個体の状態から見て、当該個体が再度侵入するおそれが十分に低いような事例は、緊急銃猟をする必要があるとまではいえないと考えられる。

#### 【要件3】銃猟の判断

- ✓ 銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であることを確認する。
- ✓ 銃猟以外の方法としては、はこわな等が考えられるが、いずれも危険鳥獣を迅速に捕獲することには適しておらず、基本的には「銃猟以外の方法では困難」の条件に該当する考えられる。

#### 【要件4】安全確保の確認

- ✓ 銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないことを確認する。確認する内容は以下の通りである。

### ■4-1実施の計画検討

#### □銃種等の検討

- 緊急銃猟を行う捕獲者が現に所有している銃と実包等しか緊急銃猟に用いることはできないため、捕獲者が適切な銃及び実包等を選択する。

#### □バックストップの検討

- バックストップは、屋外では、基本的に芝生、畑等の土、グラウンドのような柔らかいものでできた地形をバックストップとする。屋内では、弾丸が止まる堅い材質のもの(例:壁面等)をバックストップにする。
- 人がいる可能性のある場所や引火物・爆発物等の危険物、損傷すべきでない物件(寺社仏閣・天然記念物等)に弾丸が到達しないよう、射線方向を限定する。

#### □射手の選定について

- ・ 射手については、命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数名の射手がいることが好ましい。その場合は発砲の順番をあらかじめ決めておく。

#### □通行禁止・制限、避難誘導範囲の検討

- ・ 通行禁止・制限や避難誘導の範囲は、屋外、屋内、夜間(日出前及び日没後)かどうかや、その場所の状況(住居等の状況やバックストップの状況等)により個別に判断することとなる。(詳細な事例はガイドライン【p.80-87】)
- ・ 射線方向(発射した銃弾に直接被弾するおそれがある範囲)には、通行禁止・屋外退避を必ず講じること。
- ・ 射線方向以外においても、緊急銃猟の実施場所周辺においては、実施場所への住民の立入を制限するため、必要に応じて屋内退避や通行制限を検討すること。

#### ■4-2:捕獲者への留意点の伝達

- ✓ 射線方向上における引火物・爆発物(油類・ガス管)、損傷すべきでない物件(寺社仏閣・天然記念物など)について伝達を行う。

#### □中止の合図

- ・ 安全確保措置が講じられていない状況等となった場合には、市町村担当者は、速やかに緊急銃猟を中止する判断を行い、あらかじめ決めていた、緊急銃猟を中止する合図の方法(ジェスチャーやかけ声等)により、捕獲者を含む捕獲関係者に中止の判断を伝える。

#### ■4-3:安全の確保

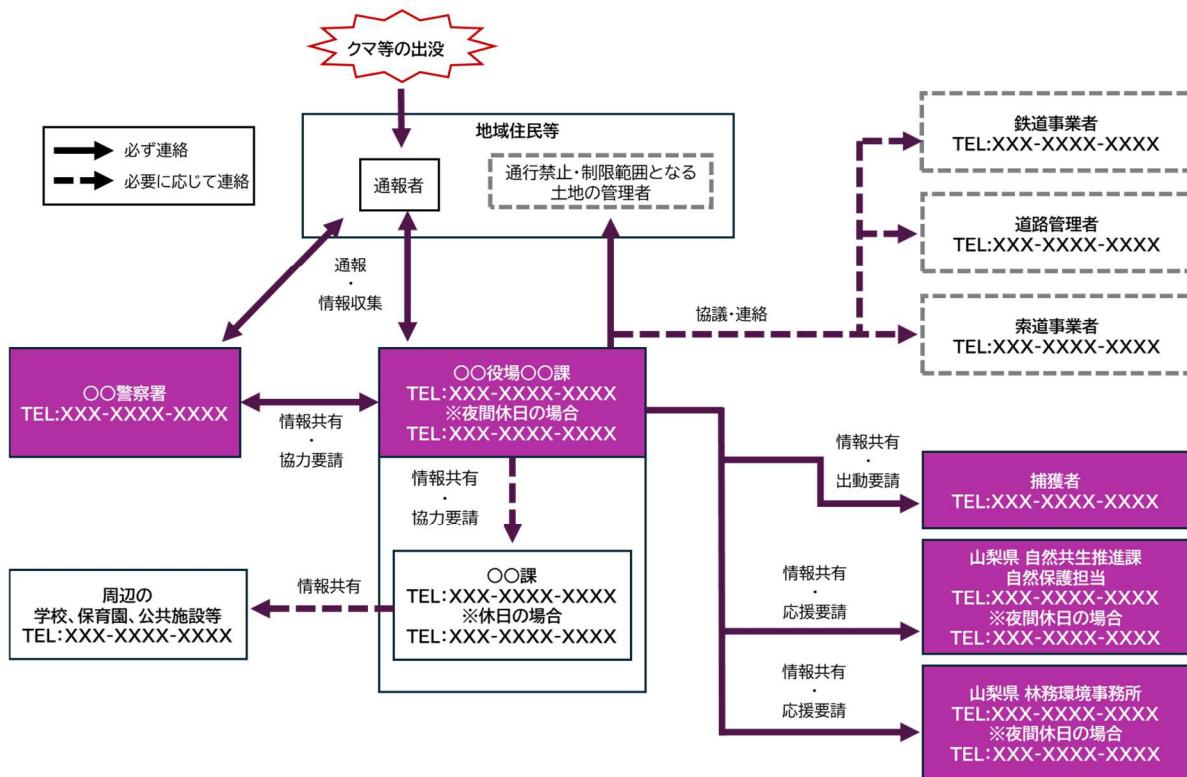
- ✓ 下記の事項について協議を行う。
  - ・緊急銃猟の実施・通行制限・住民避難等に関する HP・SNS 等による周知
  - ・通行禁止・制限、住民避難の実施
  - ・警察署長へ通報(警察署現場責任者へ伝達)
  - ・道路管理者への連絡・協議、鉄道管理者との協議(必要に応じて)
  - ・土地の立入に関する調整

### ③別紙3 緊急銃獵を行う捕獲者に係るチェックリスト(例)

確認事項		
法令で定める事項 (必須項目)	要件 第一種銃獵免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合（麻醉銃獵をする場合は除く）	✓
	第二種銃獵免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合（麻醉銃獵をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻醉銃獵をする場合は除く）	
	過去三年以内に、緊急銃獵の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃獵をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃獵をする場合には必須項目（麻醉銃獵をする場合は除く))	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃獵安全管理講習として、夜間銃獵をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
(記載例) その他市町村の判断により任意で記載する事項	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※ 必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※ 委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
月　　日 <u>                        </u> 名　前 <u>                        </u>		

出典：環境省緊急銃獵ガイドライン（P68）

#### ④別紙4 連絡体制図(例)



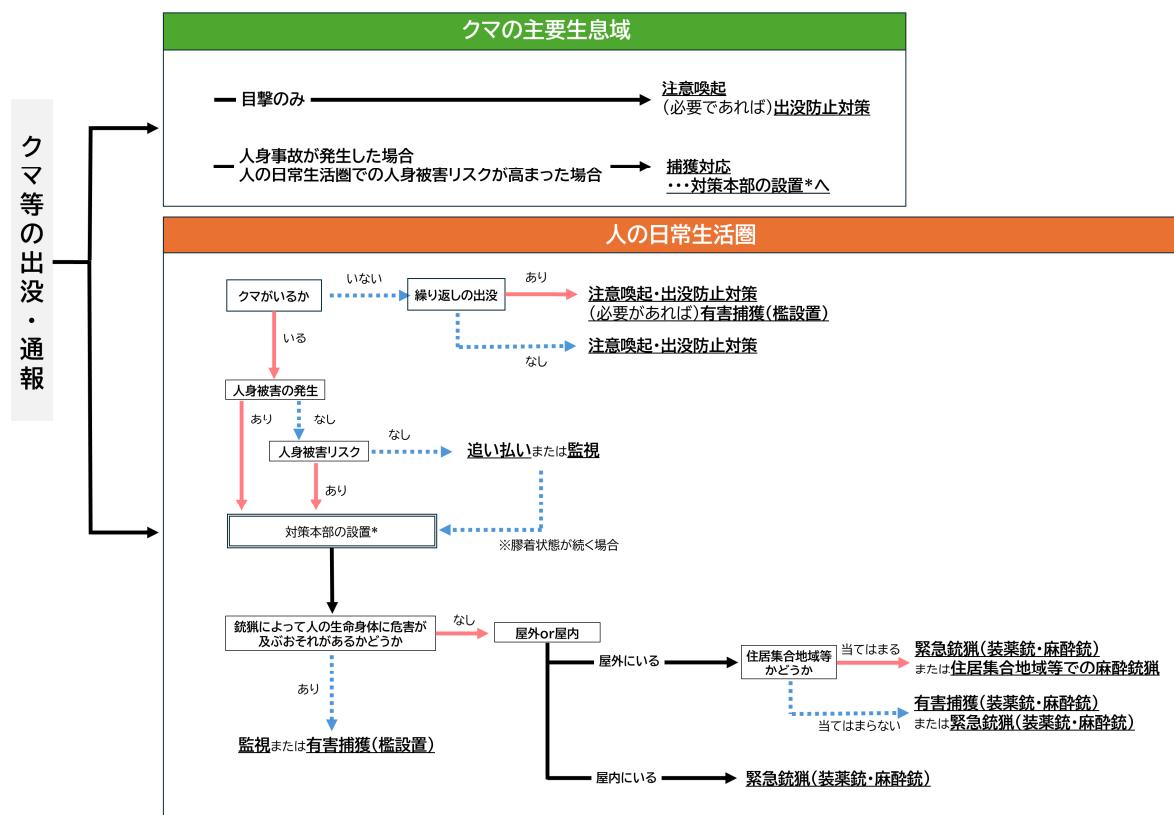
## ⑤別紙5 関係者一覧表(例)

管理番号	クマ出没時の役割	機関名	所属	氏名	電話番号	メールアドレス	備考
例)	捕獲者	獣友会	〇〇支部	〇〇 〇〇	〇〇-〇〇-〇〇	〇〇@〇〇.jp	夜間時は〇〇-〇〇-〇〇に連絡。
1							
2							
3							
4							
5							

## ⑥別紙6 備品リスト(例)

備品の種類		説明
<b>◎防護装備</b>		
<input type="checkbox"/>	ヘルメット	頭部をクマ等の攻撃から防御
<input type="checkbox"/>	盾	クマ等の攻撃を回避 建物内で発砲する際は特に跳弾が捕獲関係者等に当たるリスク回避
<input type="checkbox"/>	クマ撃退スプレー	クマ等が向かってきた際に噴射
<input type="checkbox"/>	プロテクター・安全靴	四肢や体幹をクマ等の攻撃から防御
<b>◎機材装備等(必須)</b>		
<input type="checkbox"/>	無線機(デジタル簡易無線)	現地での連絡調整に使用
<input type="checkbox"/>	緊急銃猟を行う捕獲者の証票 <b>※法令上必須</b>	自治体名の記載がある証票・ゼッケン等 ※土地の立入り等の際の証票と違う色にするなど、見分けがつくようにしておく。
<input type="checkbox"/>	緊急銃猟のための土地の立入り等の証票 <b>※法令上必須</b>	自治体名の記載がある証票・ゼッケン等 ※捕獲者の証票と見分けがつくようにしておく。
<input type="checkbox"/>	地図(航空写真、国土地理院地図など)	緊急銃猟実施時における交通制限、避難誘導範囲、銃猟実施場所の決定に使用
<input type="checkbox"/>	緊急銃猟対応マニュアル	市町村が作成する緊急銃猟対応マニュアル
<input type="checkbox"/>	関係者リスト・連絡体制	別添
<input type="checkbox"/>	緊急銃猟時の確認チェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト形式にしたもの。市町村が緊急銃猟の実施可否を判断する際に用いる。
	緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟を実施する者の要件に加え、必要に応じ市町村の判断により任意で捕獲者に確認する事項をチェックリスト形式にしたもの。
<b>◎機材装備等(必要に応じて)</b>		
<input type="checkbox"/>	ブルーシート	個体搬出時に使用
<input type="checkbox"/>	車両	移動のほか、通行禁止・制限の開始地点を明示するため使用。
<input type="checkbox"/>	トラック	緊急銃猟を実施する際にトラックの荷台から撃ち下ろす場合や捕獲個体の搬出のために必要。
<input type="checkbox"/>	土嚢	バックストップを補強等する場合に必要
<input type="checkbox"/>	照明器具等	夜間に緊急銃猟を実施する場合に必要。
<input type="checkbox"/>	原状回復に必要な道具類	掃除用具等の必要な道具類
<input type="checkbox"/>	ビデオカメラ等	緊急銃猟の様子を撮影して記録 ※スマホのカメラでも可
<input type="checkbox"/>	緊急銃猟ガイドライン	国作成のガイドライン

## ⑦ 別紙7 対応判断フロー(例)



## ⑧別紙8 出没情報記録票(例)

項目	詳細
通報者の情報	氏名、連絡先
人身被害に関する情報	怪我の有無や程度
出没の種類	目撃、痕跡、その他
出没日時	クマ等を目撃した日時 ※同一個体と見られるクマ等について目撃者が複数いる場合、全員から聞き取った目撃日時を繋げてクマ等の進行方向を推測したり、最後の目撃地点から警戒範囲を推測したりする。
出没場所の情報	地番(位置座標)、環境、誘引物
クマ等が向かった方向の情報	クマ等が逸走等した場合には、クマ等が向かった方向(山野なのか人の日常生活圏なのか)を把握
目撃したクマ等の情報	頭数(親子)、大きさ、行動、人に対してクマ等はどのような行動をとったか(逃げた／逃げずにその場に留まっている／向かってきた／人に気付いていないなど) ※クマ等と判断した特徴も確認する。
目撃した人の情報	目撃時の行動、目撃後の対応。
対策内容(出没を受けて実施)	注意喚起、誘引物除去、追い払い、捕獲
対策内容(出没前から実施)	誘引物除去、刈払い、その他

(参考 環境省緊急銃猟ガイドライン P28 「表 7.目撃者から聞き取ることが望ましい項目」)

## ⑨別紙9 実施報告書

### 緊急銃獵実施報告様式

速やかな情報共有のため、本報告の作成に時間要する場合（目安：3日程度を超える場合）には、★印のある回答項目のみまずはご回答いただき、後日（目安：1週間以内程度）、その他の回答項目についても回答をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに○をつけて下さい。

※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えて構いません。

#### 1. 基本情報

##### (1) 緊急銃獵を実施した日時 (★)

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。

##### (2) 緊急銃獵を実施した場所

住所(★) 緯度経度(10進法)	※緯度経度については、GPS又は地図から読み取った情報を記載下さい。
緊急銃獵を実施した 場所の環境の種類	※例) 市街地、建物内(建物の種類： )、農耕地、道路(のり面含む)、河川敷・堤防、海岸、その他( )
緊急銃獵を実施した 場所の状況	※例) 山林から 100m 離れた農地。視界は良い。
地図	※緊急銃獵を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けてくださいか、本報告の添付資料として別途提出下さい。

##### (3) 天気

晴れ · くもり · 雨 · その他( )

#### 2. 危険鳥獣に関する事項

##### (1) 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類 (★)			頭数(★) (親子の場合は その旨記載下さい)		年齢		性別	オス・メス
大きさ	全長	cm	体重 (実測・目測)	kg	前掌幅 (クマ類に限る)		cm	

繁殖状況	※情報の収集方法等については、「 <u>特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料</u> 」Box4も必要に応じご参照下さい。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。
個体識別に 係る DNA検査の 実施状況	※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。
その他	※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。

(2) 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間の行動履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

(3) 危険鳥獣による被害状況 (★)

人身被害	※該当がある場合に○をつけて下さい。
農林水産業被害	※該当がある場合に○をつけて下さい。
その他の被害(具体的に)	※該当がある場合に記載してください。

(4) 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。

### 3. 緊急銃猟の実施に関する事項

#### (1) 緊急銃猟の実施体制

##### ①人数等

役割	人数 (うち、兼務の人数)	補足（役職や所属、その他関連情報）
捕獲者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
捕獲者を サポートする者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者		※役職や所属は記載下さい。
通行制限を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より〇名
住民への避難を 呼びかける者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より〇名
緊急銃猟の様子を 記録する者		※役職や所属は記載下さい。
場所の管理者・地権者との 調整を行う者		※役職や所属は記載下さい。
原状回復を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より〇名

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

--

(2) 通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	※例：ライフル銃（銃の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	実包等の種類	※例：サポット弾（実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	射撃距離	※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載下さい		
バックストップの材質			捕獲者とバックストップとのおおよその角度				
土地の立ち入りの実施状況	※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。						
安全確保措置の概要	※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。						
概況図	<p>※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急銃猟ガイドラインP80～「事例」についても参考にして下さい。</p> <p>※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。</p>						

緊急銃猟の実施に係る 対応履歴	※緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。2(2)に集約して記載した方が記載しやすい場合には、それでも構いません。

(3) 緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無 (★)		有 · 無		
発射弾数		命中弾数		貫通弾数
跳弾等の有無	有 · 無	跳弾の状況		
物損の有無		有 · 無		
物損がある場合の今後の対応				
その他	※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。			

#### 4. 緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

##### (1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有・無
緊急銃猟以外の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有・無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有・無

##### (2) 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの 作成の有無	有・無	対応マニュアルの 作成に関する状況	
権限委任等の有無	有・無	権限委任等の状況 (委任等をしている場合には その方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有・無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の 実施の有無	有・無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容			
交付金の利用状況			

#### 5. 考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

注) 報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善等に活用させていただきます。

また、報告いただいた対応事例について、都道府県及び市町村に情報共有を行う場合には、個別に相談いたします。

(出典 環境省通知)